

平成 21 年度
国営事業等再評価第三者委員会
(第 1 回)

平成 2 1 年 6 月 3 日

関東農政局

農林水産省

平成21年度関東農政局国営土地改良事業等再評価第三者委員会(第1回)議事録
－ 国営かんがい排水事業〔大井川用水地区〕 －

1. 日 時

平成21年6月3日(水) 10:20 ～ 16:40

2. 場 所

静岡県島田市他

3. 出席者

別紙のとおり

4. 工 程

(1) 現地調査 10:20 ～ 15:00

(2) 第三者委員会 15:10 ～ 16:40

5. 第三者委員会議事内容

事務局： 現地調査大変お疲れ様でございました。国営事業所のスムーズな案内により10分程ではありますが予定より遅れてしまいましたけれども、会場入りすることができました。ただいまから平成21年度国営土地改良事業等再評価第1回第三者委員会を開始させていただきます。

本日の進行役をさせていただきます、農政局の事業調整を担当させていただきます村下と申します。よろしくご協力お願いいたします。

それでは、開会に当たりまして関東農政局国営土地改良事業等管理委員会委員長である岩田整備部長からご挨拶を申し上げます。

整備部長：関東農政局整備部長の岩田でございます。本日は、早朝より大井川地区の再評価の現地調査でお時間をいただき、誠にありがとうございます。先生方におかれましては常日頃、関東農政局の農業農村整備事業につきましてご指導、ご協力いただいておりますことを重ねて御礼申し上げます。

国営事業の再評価につきましては、公共事業の効率性、効率的な施行及び透明性の確保という観点から、国営事業を着手する以前には事業効果というものを算定し、受益者等の同意を受けて事業を着工するということになっています。

これに加えて平成10年度から事業実施途中においても、社会変動等の中で国営事業が適切に、かつ、国民の評価と、社会の動向をきちんと反映した形で事業を推進しているかというチェックをすることが適切だということで、中間地点、具体的には5年ごとに事業実施中においても再評価を行うことになっております。

本地区に関しましては、平成11年度に着工いたしまして5年経過した時点で、平成16年度に第1回の再評価を実施したところでございます。その後5年経過いたしまして、今回第2回の再評価ということになっております。

前回の再評価におきましては、第三者委員会から次のようなご指導を賜っております。

本地区の実施に当たりましては、環境との調和を図りつつ、一層のコスト削減対策を進め、事業を着実に推進し早期完成に努める、また、今回の整備対象外の基幹施設についても、施設の長寿命化に資するため、状況に応じ施設の機能診断を実施する、加えて、現状の地域用水機能を十分に調査し、地域用水機能増進型としての事業実施を検討する、これを実施方針として現在に至っているところでございます。

具体的な事業の推進にあたりましては、この方針に従いましてその地域用水機能増進型という事業方針に移行することを目的として、事業所、農政局等で検討した結果、実施方針に従いまして土地改良事業計画の見直しを行いました。平成20年度から計画変更手続を開始いたしまして、今年度より変更した内容で、確実な事業を執行していくという方針でございます。第三者委員の先生方におかれましては、この変更計画の内容を踏まえまして再評価の趣旨に即しまして、私どもの進めている方法、状況につきまして、忌憚のないご意見とご指導をいただきたいと考えている次第でございます。

限られた1日という時間の中でもご審議を賜るわけでございますが、よろしくご指導いただければとありがたいと思います。本日はよろしくお願いいたします。

事務局： ありがとうございます。本日は朝よりご同行いただいていたところですが、先生方のご紹介をさせていただきます。

平成21年度、関東農政局より委員の委嘱をお願いしました7名の先生方を50音順でご紹介申し上げます。

まず、地域作りの観点でお願いしております、平成16年度の大井川用水地区の再評価委員を務められ、昨年度より引き続きお願いしております川口建築都市設計事務所の専務取締役であります川口良子先生です。

川口委員：川口です。よろしくお願いいたします。

事務局： 経済学のご専門でお願いしております、東京農業大学国際食料情報学部准教授であります北田紀久雄先生です。

北田委員：北田です。よろしくお願いいたします。

事務局： 農業工学で、構造のご専門ということで東京農工大学大学院の准教授であります向後雄二先生です。

向後委員：向後です。よろしくお願いいたします。

事務局： 生態学という観点で委員をお願いしております、平成16年度の大井川用水地区の再評価委員を務められ、引き続きお願いしております財団法人自然環境研究センターの斎藤秀生先生です。

斎藤委員：斎藤です。よろしくお願いいたします。

事務局： 農業工学のご専門ということで、筑波大学の教授であります佐藤政良先生です。

佐藤委員：佐藤です。よろしくお願いいたします。

事務局： 消費者代表ということで、静岡県島田市消費者グループにおいてご活躍され、昨年度まで会長を務められておられました藤沢すい先生です。

藤沢委員：藤沢です。よろしくお願いいたします。

事務局： NPO 法人水のフォーラムにおいてご活躍され、平成16年度当地区の再評価委員を務められ、引き続きお願いしております藤原梯子先生です。

藤原委員：藤原です。よろしくお願いいたします。

事務局： 次に国の関係ですが、先ほど挨拶いたしました、国営土地改良事業等管理委員会委員長であります整理部長の岩田でございます。

岩田部長：岩田です。よろしくお願いいたします。

事務局： 当地区を担当しております水利整備課長の三木でございます。

三木水利整備課長：三木でございます。よろしくお願いいたします。

事務局： 土地改良管理課農政調整官の小椋でございます。

小椋農政調整官：小椋です。よろしくお願いいたします。

事務局： 事業計画課補佐の太田でございます。

太田事業計画課長補佐：太田です。よろしくお願いいたします。

事務局： 国営事業所の三好所長でございます。

三好所長：三好です。よろしくお願いいたします。

事務局： 同じく国営事業所の次長古木でございます。

古木次長：古木です。よろしくお願いいたします。

事務局： 同じく国営事業所の調査設計課長の内田でございます。

内田調査設計課長：内田です。よろしくお願いいたします。

事務局： 事務局ですが、私村下と林でございます。よろしくお願いいたします。

事務局： それでは議事に移らせていただきます。関東農政局国営土地改良事業等管理委員会第三者委員会設置要領、第 3 の 2 に基づきまして委員長は委員の互選により選出するとさせております。委員の皆様いかがいたしましょうか。特にございませんようでしたら、事務局案といたしましては、昨年度も委員長を務めておられます佐藤委員に委員長をお願いしたいと考えておりますが皆様いかがでございましょうか。

全委員： お願いします。

事務局： ありがとうございます。ご賛同いただきました佐藤委員に委員長をお願いいたします。

それでは以降の進行につきましては、佐藤委員長をお願いいたします。

佐藤委員長：それでは、ご指名ですので委員長を務めさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。それでは議事次第に従いまして進めさせていただきたいと思いますが、2番目の議題の第三者委員会に関する情報公開について進めたいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局： 最初に事務局より第三者委員会の運営に基づく提案をさせていただきます。まず、第三者委員会の運営につきましては、最新の情報公開を踏まえた動きから透明性をより一層確保するために次の事項につきまして第三者委員会として審議をお願いしたいと思います。

まず、1点目でございますが、第三者委員会の傍聴の可否についてでございます。このことについてご検討いただくわけですが、参考までに昨年の取扱いについてご説明させていただきます。事業の再評価につきましては事業実施の妥当性について、総合的かつ客観的に評価をいただいて、事業の継続、事業の計画の変更又は休止の方針を決定することを行うものでございます。仮にその傍聴を認めた場合、公平中立、かつ、自由な審議の確保が困難になるおそれがあるという理由から平成14年度から平成17年度までに実施した第三者委員会におきましては、傍聴は不可という形で実施いたしました。しかしながら、近年においては、更なる透明性の確保から農林水産省関係の再評価につきましては全国的にも傍聴可能との動きになってきているところでございます。昨年度の関東農政局の第三者委員会におきましては、一般傍聴可能として運用しております。事務局といたしましては、昨年度と同様に全国的な動きに合わせまして当委員会においても傍聴可能な方向でご提案申し上げたいと思います。今年度の取扱いについてご検討いただきたいと思います。

2点目は、第三者委員会の議事録に発言者名を明記するかについてでございます。従来、第三者委員会の議事内容につきましては名前を伏せた形の議事録のみでしたが、一昨年度より透明性の一層の確保という観点から全国的にも議事録についてもプレスリリース及びインターネットで公表しております。この議事録に名前を明記するかにつきましては、透明性をより一層確保するためには、発言者名の明記が必要であるという意見と、一方、発言者名を明記した場合、先ほど申し上げたように、公正中立かつ、自由な審議の確保が困難となるおそれがあるという2つの意見があるわけでございますけれども、今年度におきましては、昨年度と同様に事務局といたしましては、発言者名を明記する形でご提案したいと思います。

います。

今年度における当委員会の取扱いにつきまして議論していただきたいと思っております。いずれにいたしましても、議事録を公表する場合には事務局で議事録を作成する際、各委員の先生方に内容の確認をさせていただき、了解を得た上で公表する方向で考えております。また、内容の確認の際は各委員の発言箇所が分かるように発言者の名前を付けて確認を行わせていただきます。

以上の２点について関東農政局第三者委員会としてどうすべきかについて委員の先生方でご議論いただいて、方向を示していただきたいと考えております。以上でございます。

佐藤委員長：どうもありがとうございます。透明性を高めると、外からの直接的な委員に対する誹謗中傷あるいは批判の恐れがあるということで、当初は透明公正な審議を確保するために、透明性を少し下げるという状況だったようですが、最近の状況としては、それをしても大丈夫という自信がついたということでしょうか、様子を見ながら判断した結果、最近ではより透明性を高めるという方向できているということで、まず傍聴につきましてはいかがでしょうか。認めるという方向でよろしいでしょうか。

議事録についてですが、発言者名を記して公表するという点に関しても昨年と同様ということではよろしいでしょうか。ただ、発言するときはここで発言したことを逐一ということではなく、言葉の表現上の問題、発言している時の前後の状況などきちんと分かるように、各委員に確認したうえで公表するという点です。

それでは、ご提案のとおり傍聴は認める、発言者名は記して公表するという２点を確認しました。

事務局： ありがとうございます。

佐藤委員長：それでは次の３番目の議題ですが、大井川用水地区再評価(案)についてということで、今回の審議になりますが、事務局の方からご説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

三好所長：大井川用水地区再評価(案)について資料に基づき説明。

佐藤委員長：ただいまの説明について、ご質問等ございましたらお願い致します。

質問 向後委員：「説明資料」に一期、二期という表現がありますが分かりにくいので、定義みたいなものを資料に記載した方がよいのではないのでしょうか。

質問 向後委員：県営のいろいろな事業がありますが、それが重複していて、この文章を見てもよく分からないのでもう少し明確に記載していただきたい。

それと、県営の方は、お金の問題にはあまり踏み込まないのですか。
事業規模でどれくらいか、そういうのはここに書くべきではないのでしょうか。

回答 三好所長：県営事業、関連事業の規模等は「説明資料」に記載しております。
総事業費についても記載されています。

質問 向後委員：「説明資料」ではなく、評価書本体に簡単に記載してください。

回答 三好所長：評価書本体に記載します。

質問 向後委員：大規模農事組合法人について記載されていますが、法人数はわからないのでしょうか。「説明資料」では、例を挙げているのみですが..。

回答 三好所長：例として記載しております。

質問 向後委員：「説明資料」だと、農業所得等も減ってきている書き方になっていますね。
ところが規模がいろいろありますので、そういう規模ごとの評価ができればよいとおもいます。そういった統計資料は揃っていますか。

回答 三好所長：そこまで分析は行っていません。

質問 向後委員：そうした規模ごとの統計データはあるのですか。

回答 事務局：営農規模別の農家数は市町村ごとにはありますが、大井川用水地区での法人のデータはありません。

特別に、農政事務所が調査していれば別ですが。

回答 三木水利整備課長：大井川用水地区だけで聞き取ったデータはありません。

質問 向後委員：たぶんそうなのだろうと思いますが、そういうデータがあるともう少し位置付けが分かり易いし、評価しやすいですね。

回答 岩田部長：何を調べることができるかについて、少しやってみます。

質問 斎藤委員：評価書本体の２Pですが、たぶん一番重要というか、素人目にみて大事に思うのは上から二段目のところの事業の内容の重要な部分の変更の必要性ですが、これは、いわゆる計画変更のことがこの文章だとよく分かりません。

これが一般に公開されたときに、事業の変更を行っているところであって、現時点では変更がないと書かれている。これは読み込めば分かりますが、計画変更との関係と、今第三者委員会を行っている時点との関係があるのでしょうか現時点において受益面積云々の変更がないという文章は何との変更がないのか分かりません。

回答 三好所長：記載内容は、計画が変更されたものとして書いています。

質問 斎藤委員：これは他地区でも問題になりまして、この書き方が皆さんは計画変更のことがよく分かっているから省略しても行間を読めるのだと思いますが、下の費用対効果のところでも同じことが書いてあって、費用対効果のところの説明を受けたときにはなるほどと思いましたが、この文章だけだと時系列的に事業変更との関係が分かりにくい。事業変更を行うということは、予算規模も受益面積も変わるではないかと思います。でも現時点では何ら変わりはないと書いてあるところが分かりにくいので、今後改善願います。

回答 三好所長：現在、本地区の計画変更手続が進んでおりますが、変更計画が確定するのがこの第三者委員会より前であればよかったのですが・・・

質問 斎藤委員：そのあたりはここの場で説明を受ければ理解できます。しかし、これがこのまま公表されて、かつ、一般の人は評価書本体しか見ないわけですから、もう少し分かりやすい文章にして欲しいですね。

回答 岩田整備部長：この文章自体は、今回の第三者委員会のご指摘を踏まえて当方で整理して公表します。公表する時点では計画変更が終わって新しい計

画となっているため、それを想定して記載しております。

質問 斎藤委員：時系列も含めて整理されれば結果的にもいいのですが、このままだと忘れてそのままになってしまいますので、注意願います。

回答 三好所長：そこは認識しておきます。

質問 斎藤委員：評価書本体の３Pにありますコスト縮減の取組は、どの程度記載するということにもよると思いますが、我々の印象としては、取組を行ったことはたくさん書かれた方が良いと思います。
現地で拝見した菊川左岸幹線水路のような部分補修を計画して、より安い工事費で施工したということはむしろ書くべきだと思います。
そういうことをやっているのなら評価できますし、その件は遠慮せずに書くべきだと思います。

質問 向後委員：説明資料P４に東海地震想定震源域のことが書いてありますが、こういうものを事業の中でどういう形で取り入れていったのか書けませんでしょうか。そういうことに対して事業をやる上で、特に耐震性については何か目玉があれば書いてほしいですね。

質問 斎藤委員：少なくとも地域用水機能増進型に変えたと、その機能増進型に変えた主な理由というのは、防火用水とかそういう災害のときのことがあるので、変えたということですよね。
では、それはなぜなのかというと、そういう地震の情報が明らかになって、地域の人たちが大事だと思ったということが本筋なのではないか。
変更することによって、例えば水路延長がどうなったとか、どのくらいの長さが新たに改修を必要とするのか基本的な疑問だと思います。

質問 佐藤委員長：計画変更そのものについては評価書本体に記載しないのですか。

回答 三木水利整備課長：「再評価」とは、あくまでも現計画に対しての再評価になりますので、ちょっとややこしいのですが、変更計画を現計画としてこの委員会で再評価をお願いするということになりますので、それは経緯として、現在進行形として計画変更を行っているということで、当初計画を「説明資料」２Pに付けておりますけ

ども、あくまでも現計画に対しての再評価ですので、評価書本体には当初計画についてすべては書かないということが原則になります。

質問 佐藤委員長：細かいデータについては記載しなくていいのですが、この委員会は、大きな時代の流れのなかで現在行われている事業が適切であったかどうかという判断するというのが主な仕事ですから、我々が、地域用水機能増進型で事業を行っていることが適切ですよと言えるような、そういう判断材料がこの中に必要になるのでは。だから細かい、水路延長を何キロ増やしたとかそういう話はいいとしても、いい事業をやってますよということをどこかに記載すべきではないでしょうか。

質問 佐藤委員長：先程の農事組合法人の活動もそうですが、説明資料のなかにはこの地域の特徴があまり出てこないですね。この地域が都市化して、本事業が都市化地域の中の農業をサポートする大きな役割を持っているのではないかと考えます。そういう側面をどこかで打ち出して欲しい。この事業は、東北地方の何とか水利事業ではなくて、どういう役割を持っているのかというのを表現できたらよいと思います。

こうした都市化した地域に農地が残って、先ほど現地で説明を受けたような担い手の高齢化という状況にあるわけです。その中で、用水を供給するというのが重要な役割であり、そうした農業の本体のところを、我々としては事業を進める者として強く認識しなければいけないのではないかと。

質問 斎藤委員：私は生態系の担当ですが、環境との調和への配慮として、魚道設置や水辺と背後山地の連続性を確保したとの説明を受けまして、工事は完了しているが、造りっぱなしではなくその後どうなったのかという調査や検証があればいいのではないですか。施設を造ったのだけでも、それが機能したかどうかわからないということだと、平成16年に第1回の第三者委員会をやっているということは平成13年の土地改良法の改正により環境との調和に配慮する事業になってからのプロジェクトなので、その辺の効果があったのかどうか。それとも効果の検証をこれから調査するとか、なんでしょうけども、そこを次回またデータをいただければと思います。

質問 川口委員：先ほど佐藤先生がおっしゃっていた時から思っていたことで、都市的土地利用と農地利用がはっきりと相反する位置付けできているような状況が長くあったと思うのですけども、この地域では都市部と農村部が複雑に絡み合っているような様相がある中で、その状況が、蚕食的な無秩序な土地利用として、今まではマイナスの事象として捉えられがちだったと思うのですが、時代が変わる中で都市的土地利用の中に農地があることによる可能性、農業に対する可能性もあるのではないかと思います。この地が都市的なところで暮らしている人たちに対して農家が果たせる可能性みたいなものが非常に表現しやすいと思っているものですから、こうした特性の農業が、都市に対しても果たす役割というものがこの大井川の用水によって基盤が支えられているというイメージがでると非常にいいと思う。今まだ人口が増えている地域とはいえ、やがて人口が減ると言われている中で、昔なら否定されていたような農地と都市的土地利用の混在するような環境が、ある種の可能性があることについても評価してもらいたい。

質問 藤原委員：都市化が進んだ状況で頑張っている農家を評価してほしい。それが今川口委員が言われたように、逆に失いかける中で食い止められることが将来、食の面でも環境の面でも役に立つであろうし、また人口が増えたというのは近いところに消費者が増えたと考えればいいので、うまくバランスする。そのときにこの水が行き届いていれば、将来何にでも使えるし、良いことなのではないですか。

質問 藤沢委員：消費者の立場から言わせていただきますと、全て安全な食品で安全な暮らしをしたいと訴えていきたいです。大井川流域の恵みを得て、大きな農業経営を目指しているというところもわかるのですが、小規模の小さな農家の人たちも頑張ってＪＡ直売所のところにも出荷しているのですよね。そういう自営農業の方の意見とか、小さな経営規模の農家のがんばりをこれからどういう風に受け止めてくれるのか。その辺も入れてもらいたいです。

質問 北田委員：これだけの水田を維持している県内ではかなり有数な水田地帯であり、そういうところをもう少し興味をそそるような、その位置づけをもう少しはっきりした方が土地改良事業の役割、社会的評価も高まるのではないのでしょうか
むしろ市町村データなど非常に大きなデータしかないので、もうちょっ

と地域の役割がはっきりするような検討をしてもらいたい。

質問 藤原委員：いろんな意味で水が張ってあればヒートアイランド現象も緩和されるし、遊水池機能もあるだろうし、効果としてはまだまだあるような気がします。

佐藤委員長：大体の点はわかりました。

また何か質問、指摘等がありましたら事務局のほうにお願いします。

佐藤委員長：一応審議まで出していただいて、全体としては、第三者委員会の実施は三回だと思います。次回自主的な審議が行われまして、最終的に答申を確認することになっています。今日は要望だけを取り上げております。

今日の審議の内容については、議事概要のとおり即日公表を行うことになっております。

事務局：貴重なご意見をいただきありがとうございました。本日のご意見を踏まえまして、再評価(案)の修正と、委員長からご指示があったとおり早急に議事録を作成いたしまして、委員の皆様を確認をお願いしたいと思います。

委員長からご説明あったとおり、第2回の第三者委員会は7月17日（金）、第3回の第三者委員会は7月27日（月）に、埼玉県さいたま市にある関東農政局において開催を予定しております。詳細につきましては追ってご案内申し上げます。本日はお忙しい中、遠方からお越しくださしまして、また活発なご意見をいただきましたことありがとうございました。これをもちまして、第1回第三者委員会を閉会させていただきます。